

埼玉県営水道（県水）の必要性について

1 水道事業の役割

上水道の役割は、市民生活の根幹を成し、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的として、安心で安全な水を安定的に供給することです。

水道事業は、安定給水による市民の豊かで快適な日常生活と産業活動を支えるというたいへん大きな責務を負っています。

2 水道の3原則

水道水は、

- 一 量については「豊富」であること
- 二 質については「清浄」であること
- 三 料金については「低廉」であること

が水道事業の原則とされています。

3 市の水道水

市内に供給している水道水は、小岩井浄水場・本郷浄水場をはじめとした「自己水」が全体の約85%、県営水道の「県水」が約15%となっています。

水道により供給している水は、同時に多数の人に供給されるため、その飲用により人の健康を害したり、その飲用に際して支障を生ずるものであってはなりません。水道法による大腸菌や有毒物質などの51項目に及ぶ厳しい水質基準を満たしています。

したがって、「自己水」はもちろんのこと、「県水」についても同じ基準を満たしておりますので、安心して飲用いただける水道水です。

さらに「県水」は、ひとに害のある化学物質など約200項目を検査するとともに、浄水場から送り出したあとも自動水質監視装置により、県内15の給水地点で24時間安全性のチェックをしています。

4 「県水」の重要性

県水導入の重要性には、次の4つが挙げられます。

- ① 昭和初期に建設した本郷浄水場の休止後においては、「自己水」だけでは市内で見込まれる配水量のすべてを賄いきれない。

平成27年度計画一日最大配水量	33,600 m ³
既存浄水場一日最大配水能力	28,050 m ³
不足分	△5,550 m ³

(注：小岩井浄水場の稼働率を85%で計算。稼働率は75%を超えないことが好ましいとされている。)

- ② 大河原工業団地等へ進めている企業誘致において、大口需要者からの給水要請にも供給不足を生じることなく対応できる。
- ③ 平成8年に近隣の町において、クリプトスポリジウムの集団感染や平成24年には、利根川水系の浄水場で国の基準値を上回る化学物質ホルムアルデヒドが検出されるなど、水質事故が発生しています。
- ④ 近年、有間ダム上流地域においても異常気象が原因と思われる少雨が記録され、雨量不足による入間川の渇水も懸念されています。
本市においては、平成16年の渇水では、県水を増量したことで市内の断水危機を回避できました。
また、一方では、各地を襲う台風や集中豪雨による土砂等による水質汚濁も入間川の河川からの取水条件を大きく左右しています。

これらのように、予想もできない水質問題や渇水がいつどこで発生するかわからない状況であり、安定した給水を確保するためには、ひとつの水源に頼るのではなく、複数の水源を持つ必要性が一層増しています。

5 「県水」の位置づけ

「県水」は、県内の55の水道事業体に導入され、全水道水の76.4%を占めている飲料水です。

これは、「県水」が埼玉県民の日常生活においてなくてはならない、安全な飲料水であることの証でもあります。

全ての住民が望む安定給水的手段として「県水」を導入して、二次的水源として確保していくことは、市民の豊かで快適な日常生活と産業活動を支える水道事業として必要不可欠なことであります。